

公開された 2021 年 2 月 12 日戦略会議「議論内容」

3日にIR戦略局から電話があり、情報公開請求していた昨年2月12日の戦略会議の「議論内容」が公開されたという。なぜ今ごろになって公開するのか尋ねると、多くの人から公開請求があり、IR業者も了解したからだ。いろいろ「文句」を言ったが、とりあえず戦略会議のホームページを開いてみた。「議論内容」でとくに注目した発言だけ紹介しておきたい。

〔高橋副市長〕最後に、土壤汚染対策であるが、今回事業者の増加分を本市が負担することになっているが、あらためてその無理由を説明してほしい。

〔IR推進局長〕土壤汚染対策についてどのように対応するか、今回本市としてどのような条件設定をしていくかであるが、これまでは土壤汚染対策を行わずに契約の中で瑕疵担保責任を負わない、現在民法改正で契約不適合責任ということで変わっているが、瑕疵担保責任を負わない契約条件で入札、公募を行っている事例もあるが、今回は既に土壤汚染が判明している。したがって、事業への影響も想定されることから、一定の判断が必要と考えている。そのような意味で、今回は夢洲の土地の特性ということにも対応しながら、国際観光拠点整備を進めていくという観点で、土壤汚染対策については、妥当と認める額を土地所有者が負担するという方針を大阪港湾局の方でまとめたことを受けて、今回IR事業用地の土地条件として整備したものである。

〔高橋副市長〕負担の程度は何か想定しているのか。

〔IR推進局長〕負担の程度については、もともと夢洲のIR工事を進めていくと当然残土が発生することが予定されている。この分については、夢洲内での処理というのを現在考えているので、そういう意味では影響はないのではないかと考えている。ただ、具体的な内容については事業者の提案になる。提案自体はこれからのため、提案の内容を見て、残土の量であるとか、時期であるとか、処理の方法をどのようにしていくのかなどを踏まえた上でということになるので、現在のところ想定している負担については、未確定であるが、可能性はあると考えている。いずれにしても、今回はそういう可能性がある中で本市として土壤汚染が見つかったということ、そして夢洲について区域が指定されたということを受けて、本市としてのスタンスを明らかにするために今回規定を設けている。

この戦略会議でIR事業用地の大阪市負担が決定されたが、業者とのやり取りなども記載されていると考えていた。公開された「議論内容」には、やり取りはほとんど記載されていない。ただし、IR推進局長の「妥当と認める額を土地所有者が負担するという方針を大阪港湾局の方でまとめたことを受けて」という発言に注目したい。その後の幹部会議の議論では、港湾局は大阪市の負担に疑問を投げかけていた。IR推進局長の発言について、情報公開請求により港湾局に確かめてみることにしよう。

(2022年2月8日)